

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げる書面をいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により前項第1号の証明書等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により前項第1号の証明書等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号の証明書等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除き同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号の証明書等を請求する者

(登録ができる者)

第3条 本人通知制度の登録ができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により当該区が管理する住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により当該区が管理する戸籍に記載されている者（保存している除かれた戸籍を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者又は失踪の宣告を受けた者は、登録の対象としない。

(登録の期間)

第4条 本人通知制度の登録の期間は、無期限とする。ただし、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面に係る登録期間については、登録した日の翌日（その日が12月29日から翌年の1月3日までに当たるときは1月4日。以下「登録開始日」という。）から起算して5年とする。

(登録の申請)

第5条 本人通知制度の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ本人通知制度登録申請書（様式第1号）により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区長（以下「住民登録地等区長」という。）に登録の申請をしなければならない。

- (1) 住民登録がある又はあった区に申請する場合 住民登録がある又はあった区の区長

- (2) 本籍がある又はあった区に申請する場合 本籍がある又はあった区の区長
(3) 前2号の条件をいずれも満たす場合 前2号に掲げるいずれかの区の区長
- 2 申請者は、前項の規定による申請を行う際に、別表第1に掲げる書類のいずれかを提示し又は別表第2に掲げる書類を提出することにより、申請者本人であることを明らかにしなければならない。
- 3 第1項の規定による申請を代理人が行おうとするときは、当該代理人は、申請を行う際に、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ当該各号に定める方法により代理権限を有していることを明らかにするとともに、別表第1に掲げる書類のいずれかを提示し又は別表第2に掲げる書類を提出することにより代理権限を有する本人であることを明らかにしなければならない。ただし、第1号に掲げる代理人について、登録の申請を行う区において、備え付けの公簿の記載等により代理権限を有していることが確認できるときは、同号に定める書類の提示は要しないものとする。
- (1) 法定代理人 戸籍に記載した事項に関する証明書その他その資格を証明する書類の提示
(2) 任意代理人 委任の旨を証明する書類の提出
- 4 第1項の規定による申請については、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができる。この場合において、申請者又はその代理人は、前2項の定めるところに従い、別表第1に掲げる書類のいずれかの写し若しくは前項第1号に規定する書類の写し又は別表第2に掲げる書類若しくは前項各号に規定する書類を併せて提出することにより、申請者本人又はその代理権限を有する本人であることを明らかにしなければならない。
- 5 住民登録地等区長は、前3項の規定により当該申請を行っている者が申請者本人又はその代理権限を有する本人であることを確認したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法によりその旨を明らかにしておくものとする。
- (1) 別表第1に掲げる書類又は第3項第1号に規定する書類の提示があった場合 提示された書類の種類を本人通知制度登録申請書（様式第1号）に明示する方法
(2) 別表第1に掲げる書類の写し若しくは別表第2に掲げる書類又は第3項各号に規定する書類の提出があった場合 提出された書類等の種類を本人通知制度登録申請書（様式第1号）に明示するとともに当該書類等を当該申請書に添付する方法

（登録）

- 第6条 住民登録地等区長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適當と認めるときは、本人通知制度登録者名簿（様式第2号、様式第2号の2。以下「登録者名簿」という。）に申請者の氏名、住所、登録年月日その他必要な事項を登録するものとする。
- 2 住民登録地等区長は、前条第1項第3号の規定による申請があった場合において、前項の規定による登録をしたときは、他の住民登録地等区長（以下「登録関係区長」という。）に当該登録をした日に同項に規定する事項を通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた登録関係区長は、その内容を審査し適當と認めるときは、当該通知があつた日に、登録者名簿に申請者の氏名、住所、登録年月日その他必要な事項を登録するものとする。

（登録完了通知）

- 第7条 住民登録地等区長は、前条第1項及び第3項の規定により登録者名簿に登録を行ったときは、本人通知制度登録完了通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（登録内容の変更等）

- 第8条 登録者は、登録者の氏名、住所、本籍及び次条の規定による通知書の送付先（以下「送付先」という。）に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、本人通知制度登録事項変更兼廃止申請書（様式第4号）により、住民登録地等区長に申請しなければならない。ただし、住民票の写し又は住民票に記載をし

た事項に関する証明書に係る登録者の氏名又は住所の変更については、この限りでない。

- 2 第5条第2項から第5項まで及び第6条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 3 住民登録地等区長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適當と認めるときは、登録者名簿における当該事項を変更し又は廃止するものとする。
- 4 住民登録地等区長は、前項の規定による変更又は廃止を行ったときは、本人通知制度登録内容変更完了通知書（様式第5号）により、登録者にその旨を通知するものとする。
- 5 住民登録地等区長は、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書に係る登録者の氏名又は住所に変更があったことを知ったときは、登録者名簿の当該事項を変更するものとする。
- 6 住民登録地等区長は、前項に規定する住民票の写し等以外の住民票の写し等に係る登録者の氏名、住所、本籍及び送付先に変更があったことを知ったときは、本人通知制度変更申請書提出依頼通知書（様式第6号）により、登録者に第1項の規定による申請をするよう依頼するものとする。

（登録者への通知）

第9条 住民登録地等区長は、登録開始日以後に、第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、住民票の写し等交付に係る通知書（様式第7号）により、登録者に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、住民登録地等区長が当該請求について特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 証明書の交付年月日
- (2) 交付した証明書の種別
- (3) 交付した証明書の通数
- (4) 交付申請者の種別（第三者・代理人・職務上請求）

（登録期間の満了）

第10条 第4条ただし書に規定する住民票の写し等に係る登録期間の満了後引き続き登録を受けようとする者は、当該登録期間の満了する日の3月前から満了の日までの間に、第5条第1項の規定による申請を行わなければならない。

- 2 住民登録地等区長は、第4条ただし書に規定する住民票の写し等に係る登録期間が満了する日の1月前までに、本人通知制度登録期間満了通知書（様式第8号）により、登録者に登録期間が満了する旨を通知するものとする。ただし、前項の規定による申請が行われているときは、この限りでない。

（登録の廃止）

第11条 住民登録地等区長は、次のいずれかに該当するときは、登録を廃止するものとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による登録期間が満了したとき（前条第1項の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し適當と認めるときを除く。）。
- (2) 第8条第1項の規定による廃止の申請があつたとき。
- (3) 第8条第6項の規定による通知書が登録者に到達した日から3月経過しても、同条第1項の規定による申請がされないとき。
- (4) 第8条第6項、第9条第1項又は第10条第1項の規定による通知書が返戻されたとき。
- (5) 登録者が国外に転出したとき。
- (6) 登録者が死亡し又は失踪の宣告を受けたとき。
- (7) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、登録者の住民票が職権により消除されたとき。
- (8) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第1項の規定により、登録者の消除された住民票又は除かれた戸籍の附票の保存期間が満了したとき。
- (9) その他特に登録を廃止する必要があると認めるとき。

2 住民登録地等区長は、前項第1号から第3号まで又は第9号の規定により登録を廃止したときは、本人通知制度登録内容廃止完了通知書（様式第9号）により、登録者にその旨を通知するものとする。

（文書の保存）

第12条 この要綱の規定に基づき作成し又は取得した文書の保存期間については、次に定めるところによる。

(1) 登録者名簿 常用

(2) その他この要綱の規定に基づき作成し又は取得した文書 作成し又は取得した日の属する年度の翌年度から起算して3年

（実施の細目）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

1 この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行った上、改正後の住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この改正規定は、平成29年2月28日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成30年8月15日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和2年1月24日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年12月2日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年12月29日から施行する。

別表第1（第5条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に定める個人番号カード、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に定める運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に定める旅券、同法第19条の3に定める在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に定める特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員証の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、獵銃・空気銃所持免許証、教習資格認定証、運転経歴証明書、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に定める合格証明書、国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、学生証、法人が発行した身分証明書（社員証、タスボ等）、国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（敬老優待乗車証、生活保護適用証明書、休日・夜間等診療依頼証等）、その他これらに相当するものとして区長が適当と認める書類

別表第2（第5条関係）

本人通知制度登録申請書に押印した印章に係る印鑑登録証明書

年 月 日

(あて先) 大阪市 区長

大阪市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請者の氏名 (通知を希望する方)	フリガナ		
生年月日	明・大・昭・平・令・西暦	年	月
現住所	〒 一		
送付先	〒 一		
連絡先			
通知対象	住民票の写し、住民票記載事項証明	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ(<input type="checkbox"/> 除票を含む)	
	戸籍の附票	本籍	筆頭者
	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍	□同上	<input type="checkbox"/> 同上
	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍		

※登録を希望される対象の住民票の写し等について、上記記載欄にすべて記載してください。

代理人が申請する場合は、次の欄も記入してください。

申請者の区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人等) <input type="checkbox"/> 任意代理人(委任を受けた方)	
住所	〒 一	
氏名		
連絡先		

〔注意〕

- 1 裏面をよくお読みいただき、本制度についてご確認のうえ、申請してください。
- 2 あなたが本人であることを確認するため、裏面に記載している「提示する本人確認書類(郵送で請求する場合は写しの提出)」又は「提出する本人確認書類」のいずれかをご用意ください。
- 3 あなたが親権者又は未成年後見人の場合は、本籍地の区役所等に申請する場合を除き、親権者や未成年後見人である旨を確認できる書類(戸籍謄本等)の提示(郵送で請求される場合は写しの提出)も併せてお願いします。
- 4 あなたが成年後見人等の場合は、成年後見人等である旨を確認できる書類(登記事項証明書等)の提示(郵送で請求される場合は写しの提出)も併せてお願いします。
- 5 あなたが任意代理人の場合は、委任状の提出も併せてお願いします。

※以下は記入しないでください。

登録	他区連絡	本人確認書類(本人・代理人)[提示・提出]	代理権限確認	登録年月日
		<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 法定代理人[提示・提出] (種類:) <input type="checkbox"/> 任意代理人	年 月 日

登録関係区(区、 区、 区、 区、 区)

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

1 本人通知制度とは

この制度は、大阪市内に住所又は本籍がある方(過去にあった方も含みます。)のうち、事前に登録した方(以下、「登録者」といいます。)が通知の対象とした住民票の写し等を第三者、代理人又は職務上請求によって交付した場合に、その事実を通知するものです。なお、登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象とはなりません。

〔注意〕

- 1 住民票の写し等とは、住民票の写し(除票を含む。)、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し(除附票を含む。)、戸籍(除籍、改製原戸籍を含む。)全部(個人・一部)事項証明書、謄抄本及び記載事項証明書をいいます。
- 2 住民票関係は同一世帯に属する者、戸籍関係は登録者の配偶者又は直系尊属若しくは直系卑属、国又は地方公共団体の機関からの請求により交付した場合は、通知の対象になりません。

2 事前登録について

- (1) 登録の申請は、住民登録地又は本籍地(過去の住民登録地又は本籍地も含みます。)の区役所住民情報事務所管課(又は区役所出張所)で行います。また、申請に基づき登録者名簿に登録した日の翌日(その日が12月29日から翌年の1月3日までにあたるときは1月4日)が登録開始日となります。
- (2) 代理人による申請や、郵便又は信書便による登録の申請についても行うことができます。
- (3) 登録又は変更の申請には、本人であることを確認するため、下記の「提示する本人確認書類(郵送で請求する場合は写しの提出)」又は「提出する本人確認書類」のいずれかをご用意いただく必要があります。
- (4) 住所の異動又は戸籍の届出により、登録した内容に変更が生じたときは、登録者から住所の異動届又は戸籍の届出とは別に本制度の変更の届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、住民票の写し、住民票記載事項証明書に係る登録者の氏名及び住所については、変更情報が自動更新されるため申請は不要です。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合もあります。また、登録者が死亡、失踪宣告又は居所不明等により住民票が消除された場合は登録を廃止します。
- (5) 除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に関する証明書等を対象とする通知対象期間は5年となっています。引き続き登録を希望される場合は、更新の申請をしていただく必要があります。

3 その他

- (1) 住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知しません。本制度に基づく通知は、住民票の写し等を交付した事実を通知するものです。詳しい請求内容についてはご本人から大阪市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示請求を行っていただく必要があります。ただし、保有個人情報開示請求を行った場合でも住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報のうち、ご本人が知りえない情報は開示されません。また、即日の開示はできません。あらかじめご了承ください。
- (2) 本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止を目的とするものです。これ以外の目的で本制度を利用しないことをご承知いただき、申請してください。

提示する本人確認書類(郵送で請求する場合は写しの提出)

個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員証の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、獵銃・空気銃所持免許証、教習資格認定証、運転経歴証明書、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第4項に定める合格証明書、国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書(書面によって作成されたものに限る。)、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、学生証、法人が発行した身分証明書(社員証、タスボ等)、国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(敬老優待乗車証、生活保護適用証明書、休日・夜間等診療依頼証等)、その他これらに相当するものとして区長が適当と認める書類

提出する本人確認書類

本人通知制度登録申請書に押印した印章に係る印鑑登録証明書

本人通知制度登録者名簿

No.	氏名(通称)	生年月日	性別	住基消除事由	通知開始日	登録(廃止)日	廃止日	廃止事由
		住所			送付先住所			

本人通知制度登録者名簿

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

住所
氏名　　様

大阪市　区長

本人通知制度　登録完了通知書

あなたの「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」に関する登録申請を受け付け、登録が完了しましたのでお知らせします。

この通知に関して、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

※ 「除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書」等の登録の期間は、登録した日の翌日から起算して5年となっています。引き続き登録を受ける場合は、満了日までに更新の申請が必要となりますので、ご注意ください。

様式第4号（第8条関係）

本人通知制度登録事項変更兼廃止申請書

年　月　日

(あて先) 大阪市　　区長

申請者　住所
氏名

大阪市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり、

【登録事項の変更・登録の廃止】を申請します。

申請にあたっては裏面の注意事項をご確認ください。現在の登録事項は記入してください。

※住民票の写しのみ通知対象としている方については、本籍の記入は不要です。

登録事項	登録者氏名		
	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦	年　　月　　日
	住所(送付先)		
	連絡先		
	本籍		
	筆頭者		

登録を変更する箇所を記入してください。※廃止の場合は記入不要です。

変更事項	登録者氏名	
	住所(送付先)	
	本籍	
	筆頭者	

代理人が申請する場合は、次の欄も記入してください。

代理人氏名		
本人との関係		
代理人の生年月日	明・大・昭・平・令・西暦	年　　月　　日
代理人の住所		

※以下は記入しないでください。

変更又は 廃止処理	他区連絡	本人確認書類(本人・代理人)[提示・提出]	代理権限確認	変更又は 廃止年月日
		<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 法定代理人[提示・提出] (種類:) <input type="checkbox"/> 任意代理人	年 月 日

通知対象証明書(□住民票の写し □住民票の記載事項証明書 □戸籍の附票の写し □消除された住民票の写し

□消除された戸籍の附票の写し □戸籍謄抄本 □戸籍の記載事項証明書 □除籍謄抄本 □除籍の記載事項証明書

□磁気ディスクの戸籍又は除籍の全部若しくは一部を証明した書面)

登録関係区(　　区、　　区、　　区、　　区、　　区)

[注意]

- 1 あなたが本人であることを確認するため、下記の「提示する本人確認書類（郵送で請求する場合は写しの提出）」又は「提出する本人確認書類」のいずれかをご用意ください。
- 2 あなたが親権者又は未成年後見人の場合は、本籍地の区役所等に申請する場合を除き、親権者や未成年後見人である旨を確認できる書類（戸籍謄本等）の提示（郵送で請求される場合は写しの提出）も併せてお願ひします。
- 3 あなたが成年後見人等の場合は、成年後見人等である旨を確認できる書類（登記事項証明書等）の提示（郵送で請求される場合は写しの提出）も併せてお願ひします。
- 4 あなたが任意代理人の場合は、委任状の提出も併せてお願ひします。
- 5 変更又は廃止の申請は、住民登録地又は本籍地（過去の住民登録地又は本籍地も含みます。）の区役所住民情報事務所管課（又は区役所出張所）で行います。また、申請に基づき登録者名簿を変更又は廃止した日の翌日（その日が12月29日から翌年の1月3日までにあたるときは1月4日）が変更又は廃止日となります。
- 6 代理人による申請や、郵便又は信書便による登録の申請についても行うことができます。

提示する本人確認書類（郵送で請求する場合は写しの提出）

個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員証の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持免許証、教習資格認定証、運転経歴証明書、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に定める合格証明書、国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、学生証、法人が発行した身分証明書（社員証、タスボ等）、国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（敬老優待乗車証、生活保護適用証明書、休日・夜間等診療依頼証等）、その他これらに相当するものとして区長が適當と認める書類

提出する本人確認書類

本人通知制度登録申請書に押印した印章に係る印鑑登録証明書

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

住所

氏名

様

大阪市　区長

本人通知制度　登録内容変更完了通知書

あなたの「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」に関する登録事項変更申請を受け付け、変更が完了しましたのでお知らせします。

この通知に関して、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

住所

氏名

様

大阪市 区長

本人通知制度 変更申請書提出依頼通知書

この通知書は、戸籍の届出や住所変更の届出により、本人通知制度登録者名簿の登録内容における氏名又は住所に変更が生じた方や、新たに申請の対象となる戸籍が作成された方にその旨を連絡する通知書です。

① 氏名又は住所に変更が生じた場合

変更後の氏名又は住所で引き続き通知を受け取るには、登録事項変更申請書の提出が必要です。提出されるまでの間は、現在登録されている内容で通知しますが、この通知書が送付されてから3ヶ月以上経過しても提出されない場合は、登録を廃止させていただきますのでご注意ください。

登録事項変更申請書を提出いただくことで、当区において管理する登録内容を変更させていただきますが、他区においても登録をおこなっている場合は、別途登録事項変更申請書を提出していただく必要があります。

② 新たに申請の対象となる戸籍が作成された場合

戸籍の届出により新たに作成した戸籍を申請の対象に追加する場合には、登録事項変更申請書により、追加登録をする必要があります。

登録事項変更申請書を提出する際は次のものをご用意ください。

1. この通知書
2. 本人通知制度登録事項変更兼廃止申請書
3. 本人確認書類

代理人による申請や、郵便又は信書便による申請についても行うことができます。
その場合の必要書類についてはお問い合わせください。

様式第7号（第9条関係）

年　月　日

住所

氏名

様

大阪市　区長

住民票の写し等の交付に係る通知書

あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱」の規定により通知します。

なお、通知事項は次のとおりです。

記

交付年月日　年　月　日

交付証明書の種別

交付部数　部

交付請求者の種別

備考

様式第8号（第10条関係）

年　月　日

住所
氏名　　様

大阪市　　区長

本人通知制度　登録期間満了通知書

あなたの「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」の有効期間については、
年　月　日までです。

引き続き登録を希望される場合は、必ず期日までに登録の更新手続きをお取りください。期日までに手続きを取られない場合は、登録を廃止させていただきますのでご了承ください。

更新手続きには次のものをお持ちください。

1. この通知書
2. 本人通知制度登録申請書(新規・更新)
3. 本人確認書類

代理人による申請や、郵便又は信書便による申請についても行うことができます。
その場合の必要書類についてはお問い合わせください。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

住所

氏名

様

大阪市 区長

本人通知制度 登録内容廃止完了通知書

あなたの「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」に関する登録廃止事由に基づき、廃止が完了しましたのでお知らせします。

この通知に関して、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。